

予 算 決 算 委 員 会 教 育 福 祉 分 科 会 会 議 録	
開 会 日	令和2年5月7日（木）午後2時30分
閉 会 日	令和2年5月7日（木）午後3時31分
場 所	長久手市役所本庁舎 2階 委員会室
出席委員	会 長 大島令子 副会長 なかじま和代 会 員 青山直道 伊藤真規子 岡崎つよし 木村さゆり 野村ひろし わたなべさつ子
欠席委員	な し
会議事件のため出席した者の職氏名	総務部長 中西直起 次長 加藤英之 財政課長 嵯峨 剛 課長補佐 井上隆雄 福祉部長 川本晋司 次長（福祉、長寿担当）青木健一 次長（保険医療、健康推進担当）斉場三枝 福祉課長 近藤かおり 課長補佐（障がい福祉、福祉協働担当）山田美代子 課長補佐（保護担当）水草 純 長寿課長 粕谷庸介 課長補佐 遠藤健一 子ども部次長兼子ども未来課長 飯島 淳 子ども家庭課長 出口史朗 教育総務課長 貝沼圭子  計 15 名
職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 水野敬久 専門員 村瀬紗綾香
会 議 録	別紙のとおり



別紙

会長

開会宣言

## 議案審査

### 議案第 39 号

### 令和 2 年度長久手市一般会計補正予算（第 3 号）

わたなべ会員

歳出 3 款 1 項 高齢者福祉事業及び障がい者福祉事業  
新型コロナウイルス感染症対策介護サービス事業所支援金  
及び障害福祉サービス事業所支援金について、支援金 20 万円  
の使い道は事業所の自由か。

長寿課長

事業所の運営を継続するために必要な経費として使用する  
ものであれば、制限はない。

福祉課長

同じく障害福祉サービス事業所支援金についても、事業所  
の運営を継続する目的で使用するものであれば制限しない。

なかじま会員

介護サービス利用者の安否確認のための架電サービスにつ  
いて、505 人の利用者となるが、この人数は市民のみか。事業  
所利用者の人数であれば、市民ではない可能性もあるという  
ことか。

長寿課長

市民である。

長寿課課長補佐

介護認定は市民を対象に行っているため、市外の方は対象  
者に含まれない。

なかじま会員

安否確認の架電サービスは、電話を一回かけると 1,000 円  
の支援金を支給するとのことだが、一人あたりの上限 1 か月  
1 万円を超えて架電した分は支援金の対象外ということによ  
いか。

長寿課長

そのとおりである。

なかじま会員

安否確認の頻度と方法はどのようなか。

福祉課長

障害福祉サービスの利用回数が決まっているので、その範  
囲内において事業者が必要と考える頻度で安否確認を行う。

なかじま会員

予算を上回る申請が事業所からあった場合は打ち止めにな  
るのか、新たに補正予算を組むのか。もしくは今回の補正予  
算で十分であるとの見込みか。

福祉課長

利用率 50 パーセントを見込んで補正予算を組んだが、現在  
の利用状況を見るとそこまで利用が落ちていないので、新た

に補正予算を組む必要はないと考えている。

大島会員

1事業所あたり20万円の支援金と、安否確認の架電サービスに対する支援金は、支給の意図が違うという認識でよいか。例えば、架電サービスはデイサービスや訪問看護などの通所・訪問型の事業所が行うもので、有料老人ホームやケアハウス、グループホームなどの入居施設には必要のないサービスである。これに対し、1事業所あたり20万円の支援金は、事業内容に関わらず全ての事業者が対象になるということである。

福祉施設は休業要請の対象になっていないので、入居施設は通常稼働しているし、通所・訪問型の事業所についてもそれほど利用率が落ちていないとのことであるが、この支援金を設けることになった経緯はどのようなか。

福祉課長

障害福祉サービスは完全に閉鎖ということができないので、国が通所型のサービスを在宅でも提供できるような代替サービスの基準を示している。ただし、利用者が代替サービスでは納得されない場合や、代替サービスなら利用を控えるといった場合もあり、事業所は常に開所しておかざるを得ない状況である。

開所にあたって事業所は、常時かかる家賃等の経費に加えて、消毒液やマスク等、新型コロナウイルス感染防止のための経費がかかるため、市としての事業所支援を検討した結果、支援金を設けることになった。

長寿課長

障害福祉サービスと同様に介護サービスについても、支援が必要な利用者のために事業所が運営を継続できるよう、新型コロナウイルス感染防止対策に必要な諸経費や利用率低下に伴う収入減に対する支援として、支援金を支給するものである。

大島会員

財源が繰入金となっているので、市独自の制度ということではよいか。他市町で同じような支援制度を実施するところはあるか。

福祉課長

市独自の制度と考えている。

大島会員

実際にデイサービスやショートステイの利用者は減っているのか。

長寿課課長補佐 サービス料の請求は2か月遅れで来るので、正確な減少率は確認できないが、事業所からの報告では減っているとのことである。

大島会員 1つの法人で複数の指定番号を持っている場合は、指定番号の数だけ20万円の支援金が支給されるということか。

例えば特別養護老人ホーム愛知たいようの杜は、ハモリー館と杜っと館で別々の指定番号がついているので、2事業所分の40万円が支給されるということによいか。

長寿課長 そのとおりである。

野村会員 歳出 9款1項 教育委員会事務事業

教育支援図書カード配布事業について、家庭学習支援のために児童・生徒1人あたり3,000円の図書カードを配布することである。家庭学習支援については他市町も実施しており、いろいろな方法がある中で図書カードを配布することに決めた理由と、他にどんな案があったか。

教育総務課長 臨時休校中の今、必要な支援という観点から検討した。児童・生徒が学習に使用するドリルなどの配布も検討したが、学年ごとに適切なものを選定し、調達して配布するには日数がかかってしまう。図書カードの配布であれば、どのような教材を購入するかは保護者にお願いすることになるが、早急に支援を届けるという観点からは図書カードの配布が良いとの結論に至った。

野村会員 ただ図書カードを配布するだけでは、どんな教材を購入したらよいかわからない保護者も多いと考えられ、本来の家庭学習支援という目的が達成されにくいのではないか。

印刷製本費に7万7,000円が計上されているが、推薦する教材のガイド等の印刷を検討されているのか。

教育総務課長 印刷製本費は、図書カードを郵送するための封筒印刷代である。

野村会員 新聞の報道によれば、図書カードは今月中旬以降に郵送予定とのことであり、通信運搬費の352万1,000円もその郵送代だと思うが、小中学校は課題等の配布のために登校する機会を設けているので、その時に保護者や生徒へ直接渡せば郵送代は不要になる。私立校の児童・生徒や、不登校の児童・

生徒には郵送が必要かもしれないが、直接手渡しが可能なのは経費を節減し、他の支援に充てることができるのではないか。また学校を通して手渡すようにすれば、学年ごとに推薦教材のガイド等を用意し、一緒に配布することもできると思うが、どうか。

教育総務課長

臨時休校中の登校日に直接配布することは検討している。登校日までに図書カードの準備が間に合えば、直接配布としたい。国立や私立などの小中学校に通う児童・生徒には郵送で対応する。

大島会員

予算では郵送代を計上してあるが、直接配布した場合は不用額として残るということか。

教育総務課長

そのとおりである。

伊藤会員

歳出 3款2項 放課後児童クラブ事業及び保育園事業

放課後児童クラブ保護者支援金について、支給の意図はどのようなか。子ども1人5,000円を支給することで、昼食代やおもちゃを購入するのに充てられるのでよいと思うが、緊急事態宣言の解除後、児童クラブが再開されても、急に密な環境で子どもたちが生活することになるのは心配であるが、そうならないような環境改善のための策も検討したか。

子ども未来課長

保育園・児童クラブについては、4月15日から通園・通所の自粛要請、4月20日からは原則として休園・休会とすることを市独自の措置として決定した。その結果、各家庭に多大な負担をかけている状況であり、この状況に対し支援金を支給するものである。

6月以降、通常どおり再開できるかどうかはわからないが、新しい場所の確保はなかなか難しいので、各施設限られたスペースでできる範囲で、3密に留意しながら再開したい。

わたなべ会員

放課後児童クラブ保護者支援金及び保育園保護者支援金は、1日でも児童クラブや保育園を利用したら支給対象外となるのか。

子ども未来課長

4月20日から5月31日までの間全ての日において、自粛や休園・休会に協力いただいた方が支給対象である。

期間中、仕事等の都合でやむを得ず何日か利用した方については、保育料を日割りで返還する。

- なかじま会員 児童クラブも保育園も、入所希望を出したが待機児童になっている方がいる。この方々は支援金の支給対象となるか。
- 子ども未来課長 現に通園・通所している児童が対象である。
- 大島会員 歳出 3款1項 高齢者福祉事業及び障がい者福祉事業  
障害福祉サービス利用者及び介護サービス利用者の安否確認架電サービスについて、電話代2か月分とはいつからいつまでの分か。
- 福祉課長 現在は5月から6月末までと考えているが、事業所に状況を確認しながら調整する。
- 大島会員 歳出 3款3項 生活保護事業  
生活保護事業の住居確保給付金について、自立相談支援の窓口はどこか。
- 福祉課長 生活困窮者の相談であり、長久手市社会福祉協議会に置いている。
- 大島会員 制度の周知はどのように行うか。
- 福祉課長 既に住居確保給付金という制度はあって、今回は新型コロナウイルス感染症対策のためその対象者が拡大されたものである。市のホームページや生活困窮者相談窓口で紹介している。
- 大島会員 今回拡大された対象者は、個人の責任に期すべき理由でなく新型コロナウイルス感染症の影響で、離職・廃業と同じ程度の状況にある人ということだが、こういう方たちは、住居確保給付金という制度があること自体を知ることができるのか。
- 福祉課長 住居確保給付金は、生活が苦しくなり家賃の支払いに困窮した方への支援制度である。まずは生活保護の窓口や生活困窮者相談窓口で、食べるものがない、光熱水費が支払えないなどの相談が寄せられる。窓口で聞き取った相談内容から、一時的に給付金で支援することで自立が見込める方にご案内している。
- 大島会員 東京都特別区の住居確保給付金の基準となる家賃額は単身世帯は5万3,700円、2人世帯は6万4,000円、3人世帯は6万9,800円ということだが、長久手市はいくらになるか。
- 福祉課長 生活保護の住宅扶助の基準と同じであるので、単身世帯は

3万6,000円、3人世帯は4万6,600円が上限である。

大島会員

申込対象者のチェックリストのようなものもあるようだが、これから社会福祉協議会の窓口置く予定か。相談しづらい内容なので、自分でチェックができれば精神的に相談者の助けになるのではないか。

福祉課長

制度上、収入要件・資産要件・求職活動要件と3つの支給要件があり、その要件にも複雑な基準がある。また給付金は不動産会社に直接支払うので、必要な書類等もいろいろとあるため、相談を受けながら対象となるかどうかを一緒に確認し、必要書類と記入内容について説明している。

大島会員

長久手町から市になって福祉事務所が設置され、自治体として権限をもち事業を実施できるようになったが、なぜ社会福祉協議会に委託するのか。

福祉課長

住居確保給付金は、生活に困窮している方が利用されるものであるため、まずは生活困窮者自立相談の窓口である社会福祉協議会で受付をする。世帯の状況等を聞き取り、一時的な給付金の支給で自立が見込める場合については給付金の申請について案内する。

住居確保給付金の審査及び支給決定については市で行っている。

わたなべ会員

新型コロナウイルス感染症が拡大してから、住居確保給付金の支給実績はどのようか。また申請してから支給されるまでの期間はどのくらいか。

福祉課長

4月以降は、支給決定が2件、申請受付が4件であり、他に相談を受けている段階のケースもある。

支給までの期間は、申請から最短で2週間程度である。

大島会員

歳出 3款1項 高齢者福祉事業及び障がい者福祉事業  
今回多くの事業が補正予算に計上されているが、お金などの給付事業が非常に多い。人口の多い都市では難しいが、人口規模の小さいまちの場合は、お金の支給とは違う事業も可能ではないか。

新型コロナウイルス感染症は収束の時期が見通せない。一度お金などを支給すると、収束の見通しが先に延びるとまた、第2弾として支援金を支給することになるのではないか。

福祉施設への支援金は、支給することで事業所等が本当に助かるのか。対象となる事業所と話し合った上で、支援金の支給を決めたのか。

福祉課長

障害福祉サービスについては、基幹相談支援センターが事業所に対して1週間単位で聞き取りや訪問を行い、現状の把握をして市へ報告、情報共有している。その中で、すぐに必要で不足しているものが、マスクや消毒液とのことだったため、先日現物を支給したところである。

次に必要とされるのがお金だが、事業所によって困っている資金が違う。家賃の場合もあれば、利用者同士を接触させないための環境整備に使用する経費の場合もあるため、事業所継続のために必要な経費として、目的に制限を設けず支援金を支給することとした。

総務部長

一昨日、緊急で新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、どのような人が困っていて、どのような支援を最も必要としているかを、市としてしっかりと把握することが必要という議論があった。

今日提出した補正予算の中には、定額給付金のように国から下りてきた制度もあり、本市独自の施策もある。他にもいろいろな施策を検討したが、検討する上で、次の2つの方針を立てた。

1つは、バラマキはしないこと。市民の平均所得は比較的高いので、市独自の施策としては、支給した結果貯蓄にまわるようなお金のバラマキはしない。他市町が行っている水道料金の減額のような施策はしないこととした。

2つめは、市長の施政方針にある「助けがなかったら生きていけない人は全力で守る」ことから、事業所への支援金やお米券・図書カードの配布を実施することとした。

これらは現時点での必要な施策であり、今後も社会情勢を見て、必要に応じて議会に提出していきたい。

質疑及び意見を終了

会長

分科会長報告の作成は会長と副会長への一任を確認。

閉会宣言

午後 3 時 31 分終了

以上、要点筆記は会議内容と相違ないので署名する。

令和 2 年 5 月 7 日

予算決算委員会

教育福祉分科会長

大島令子